

令和5年2月15日
総務部行政経営課
担当:表
内線:3411
外線:076-225-1246

石川県職員(戦略広報監)の採用選考の実施について

石川県職員(戦略広報監)の採用選考を次のとおり行います。

1 職務内容

国内外に向けて本県の魅力や重要施策、災害時の緊急情報等、本県が発信する情報について、効果的かつ効率的に広報を実施する観点から、以下の職務を行う。

- ① 民間企業等での広報経験・知見を活かし、県の広報全般にわたる統括的な役割を担うこと。
- ② 県の各部局・各分野の広報やPR事業を連携させ、ターゲットに対して的確な時期に情報発信できるよう、年間の広報戦略を企画立案すること。
- ③ 災害等の緊急時に、SNSを含むあらゆる媒体で速やかに情報発信するための全体調整を行うこと。
- ④ 広報効果について検証を行い、さらなる効果的な広報戦略の立案に活用すること。
- ⑤ 県職員の広報マインドの醸成を図るための研修や助言を実施すること。

2 採用予定人員

1名

3 任期

令和5年5月1日から3年間

4 受験資格、提出書類・申込方法、試験の方法等の詳細

別添(試験案内)をご覧ください。

5 試験案内等掲載ページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/saiyou/senryakukouhoukan.html>

6 問合せ先

石川県総務部行政経営課
076-225-1246

石川県職員（戦略広報監）採用選考試験案内

1. 採用予定職

戦略広報監（特定任期付職員 部長級）

2. 採用予定人員

1名

3. 職務内容

国内外に向けて本県の魅力や重要施策、災害時の緊急情報等、本県が発信する情報について、効果的かつ効率的に広報を実施する観点から、以下の職務を行う。

- ①民間企業等での広報経験・知見を活かし、県の広報全般にわたる統括的な役割を担うこと。
- ②県の各部局・各分野の広報やPR事業を連携させ、ターゲットに対して的確な時期に情報発信できるよう、年間の広報戦略を企画立案すること。
- ③災害等の緊急時に、SNSを含むあらゆる媒体で速やかに情報発信するための全体調整を行うこと。
- ④広報効果について検証を行い、さらなる効果的な広報戦略の立案に活用すること。
- ⑤県職員の広報マインドの醸成を図るための研修や助言を実施すること。

4. 任 期

令和5年5月1日より（3年間）

※最長5年まで期間を延長できる場合があります。

5. 勤務先

石川県総務部（石川県金沢市鞍月1-1）

6. 受験資格

次の①～④の全ての要件を満たす者

- ①民間企業等において広報・PR関連の実務経験が一定年数（10年程度）あり、国際感覚に優れ、企業広報やメディア対応に関する高度な専門知識と経験を有すること。
- ②チーム・組織のマネジメント経験を有すること。
- ③国内外メディア等における幅広いネットワークを有すること。
- ④県の取組・施策が正しく伝わるようメディアと適切に交渉・調整する能力を有すること。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け

- ることがなくなるまでの者
- (3) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7. 選考方法

○第1次選考 書類審査

申込書類の記載事項により「専門性」及び「業績」等について審査します。

○第2次選考 面接考査

採用予定職への適性等について個別面接を行います。

8. 申込手続き

(1) 提出書類

- ① 石川県職員（戦略広報監）採用選考試験申込書（別添様式）
- ② 職歴調書（別添様式）

(2) 申込方法

提出書類は、下記提出先に持参、郵送又はメールに添付の上送付してください。

郵送する場合は、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にて、封筒の裏に「選考試験申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

令和5年2月15日から令和5年3月3日まで（必着）

(4) 申込先（問合せ先）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 総務部人事課・行政経営課

Tel : 076-225-1246

mail: gyoukaku@pref.ishikawa.lg.jp

9. 合格発表

(1) 第1次選考（書類審査）

令和5年3月8日頃

合否にかかわらず、受験者全員にメールで通知します。

(2) 第2次選考（面接考査）

令和5年3月中旬頃

合否にかかわらず、第2次選考受験者全員にメールで通知します。

10. 勤務の条件

(1) 給与

ア 給料は、「一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例」に基づき職歴等を勘案して決定されます。

〔 参考例：6号給の場合 給料月額 712,000円
7号給の場合 給料月額 833,000円 〕

イ アのほか、地域手当（給料月額の3%相当）、期末手当、通勤手当等が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません。

※（参考）年収は、約1千2百万円～1千4百万円程度

(2) 勤務時間

原則として、午前9時00分から午後5時45分までとなっています

(3) 休日

原則として、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始が休みとなります

(4) 休暇

年次有給休暇（年間20日、採用1年目は5月1日採用の場合は13日）のほか、夏期休暇などの休暇が付与されます。

(5) 服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

1.1. その他

○提出された書類は一切返却しません。

○提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。